【通知預金規定】新旧対照表

新	旧
１．（略） ２．（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 （２）（略） ３．～12.（略） 以上 ２０２６年１０月１日現在	１．（略） ２．（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （２）（略） ３．～12.（略） 以上 ２０２５年１０月１日現在

通知預金規定

１．（預金の支払時期等）

（１）通知預金（以下「この預金」といいます。）は、預入日から７日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

（２）第６条第４項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の２日前までに通知を必要とします。

２．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。

３．（利　息）

（１）この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

（２）この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金の付利単位は１円とします。

４．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、預金者（法人等の場合には、その役職員等を含みます。）が第６条第４項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第６条第４項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

５．（取引の制限等）

（１）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。

この場合において、預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２）１年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

（３）日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。

（４）第１項および第３項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触するおそれがあると判断した場合や、公序良俗に反する行為に利用され、または抵触するおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（５）第１項から第４項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等へ

の抵触のおそれが解消されたと判断した場合、当該取引の制限を解除します。

６．（解約等）

（１）この預金を解約するときは、証書裏面の受取り欄に届け出の印章により記名押印して提出してください。

（２）当該預金の解約手続きについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続きをおこないません。

（３）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第１０条第１項に違反した場合

③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認をおこなうにあたって預金者について確認した事項または第５条第１項もしくは第５条第３項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、虚偽であることが明らかになった場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断し、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合

⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合

⑥ 第１号～第５号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

（４）前項のほか、預金者（法人等の場合には、その役職員等を含みます。）が次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・解約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ．暴力団

Ｂ．暴力団員、および暴力団員でなくなった時から５年を経過していない者

Ｃ．暴力団準構成員

Ｄ．暴力団関係企業

Ｅ．総会屋等

Ｆ．社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

Ｇ．Ａ～Ｆに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）

Ｈ．次の各号のいずれかに該当する者

ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること

ｄ．暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をおこなった場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損しまたは当金庫業務を妨害する行為

Ｅ．その他前各号に準ずる行為

（５）この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（６）前３項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

７．（届出事項の変更等）

（１）証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留期限、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

（２）前項の印章、名称、住所、在留期限、その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（３）証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続きをした後におこないます。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

８．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けくださ

い。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（５）前４項の届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

９．（印鑑照合）

証書またはその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された証書を用いておこなわれた不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、盗難通帳等被害の補償に関する特約により補てんを請求することができます。

10.（譲渡、質入れの禁止）

（１）この預金および証書は、譲渡または質入れはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によりおこないます。

11.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）第１条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は、届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12.（規定の変更）

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

２０２６年１０月１日現在